

第 34 回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午前 10 時
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午前10時00分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を始めたいと思います。

本日の委員会は、当初、町長の承認出頭が2回にわたり実現していない件につきまして、告発の可否を含めた整理を行う予定としておりました。しかしながら、令和6年12月18日議決の百条委員会設置決議が再議に付された現在の状況を踏まえまして、本日の議題を整理いたします。

本委員会としては、まず再議への対応を優先し、議会としての最終判断を見守ることが先決であるというふうに判断をいたしました。

したがって、本日は、第1に再議への対応方針の確認、第2に百条委員会の調査運用確認及び調査期限確定決議案の整理、この2点を中心に協議を行います。

町長の出頭が2回にわたり実現していない事実並びに記録提出がなされていない状況につきましては重要な論点ではありますが、これについての法的措置の検討は、最終報告書の取りまとめの段階において改めて整理することにいたします。本委員会は、法令に基づき、手続を積み重ねる立場を維持いたします。本日は、その整理に徹したいというふうに考えます。

まず、再議への対応について協議をしたいと思います。

本特別委員会の設置議決が地方自治法第176条第4項に基づき再議に付されました。再議は、議会において原議決を維持するか否かを改めて判断する制度であります。本委員会としましては、再議制度の趣旨を確認し、議会の最終判断に従うという姿勢を共有したいというふうに考えております。

また、本委員会のこれまでの調査は、具体的事案に基づき運用されてきたことを確認いたします。町政全般または全予算執行を一般的に調査する趣旨で運用してきたものではありません。

以上の点について、御意見があればお願いをいたします。いかがでしょうか。

それでは、本委員会といたしましては、再議審議の結果を踏まえ、議会の判断に従いまして対応することを確認いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 次に、百条委員会の調査運用確認及び調査期限確定決議案について協議いたします。

本決議案は、原決議を変更するものではなく、原決議の趣旨の範囲内における調査運用の確認と調査終期の明確化を行うものであります。

本特別委員会の調査は、1、大刀洗マルシェかてて事業に関する公金支出、2、宿泊費支出に関連する公金支出、3、それらに関連する懲戒規程の整備状況及び運用を主要論点として実施してまいりました。これを議会として確認し、併せて最終報告書提出日をもって調査を終了すること

を明確にするものでございます。

原文について御協議をお願いいたします。

まず、副委員長、原文の朗読をお願いいたします。（「案文」の声あり）ごめんなさい。案文の朗読をお願いいたします。

○白根美穂副委員長 それでは、案文を朗読させていただきます。

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議。

1、趣旨。本決議は、令和6年12月18日議決の公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議（以下「原決議」という）の効力を前提とし、その趣旨の範囲内における本特別委員会の調査運用の状況を確認するとともに、調査の終期を明確にするものである。

2、調査運用の確認。本特別委員会の調査は、原決議の趣旨の範囲内において、1、大刀洗マルシェかてて事業に関連する公金の支出に関する事務、2、宿泊費支出に関連する公金の支出に関する事務、3、上記事案に関連する職員の懲戒規程の整備状況及びその運用を主要論点として実施されていることを確認する。

本調査は、町政全般または全予算執行を一般的、包括的に調査する趣旨のものではないことを改めて確認する。

3、調査権限の確定。本特別委員会は、令和8年3月議会最終日までに最終報告書を提出し、同日をもって調査を終了する。

以上、決議する。令和8年3月3日。福岡県三井郡大刀洗町議会。

以上が案文でございます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、以上の点につきまして御意見等があればお願いをいたします。よろしくをお願いいたします。よろしいですか、どなたか。實藤委員。

○實藤量徳委員 この案文は、議決された後で案文として提案するんですよね。だから、もし否決された場合は、これはもう効力ないってということですよ。

で、その場合に、この一番最後に「調査を終了する」という文があります。これは、調査を終了するんじゃなくて、解散じゃないんですか。百条はそのまま残るということですか。

○古賀世章委員長 副委員長、お願いします。

○白根美穂副委員長 百条の調査終了についてです。

調査の終了方法は3つあります。1、議長が本会議において調査終了を宣言する方法、2、議長が本会議で調査を終了する旨を諮る方法、3、本会議において百条調査の調査報告書を諮った後、議長が調査終了を宣告する方法があります。

なので、この原案で、同日をもって調査を終了する、でよろしいかと思われま。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほか、どなたか。よろしいですか。それでは、本委員会といたしましては、再議審査の結果を踏まえまして、議会の判断に従い対応することを確認いたします。

それでは、本決議案につきましては、本日の協議内容を踏まえ、整理し、再議の審議の結果に応じて対応することを確認いたします。

本委員会は、法令に基づき事実を確認し、最終報告書を持って責任を果たす立場であります。本日の整理を踏まえ、引き続き冷静に対応をしております。

そのほかで何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。

(午前10時14分閉会)